

『登録』並びに『高知STA』について

高知県ソフトテニス連盟
令和8年3月

1. 『登録』について

高知県ソフトテニス連盟(以下「県連」という。)へ登録簿を提出し、登録料を納入した者を県連会員という。

2. 『二重登録』について

※県内学連登録者は、登録簿を提出し二重登録料を納入することで、県連主催大会に出場できる。

※ミズノ杯については、学連登録者を除く県連会員が、県内の他チームへ二重登録して出場することができる。なお、県外の日連会員は出場できない。

3. 『高知STA』について

(1)高知STAの定義

「高知STA」とは、県連会員ではない者のうち、県連が特例として大会参加を認める者をいう。

※高知STA制度は、競技機会確保を目的とした特例参加制度であり、原則は県連会員の参加を基本とする。

(2)参加条件について

県連非会員を「高知STA」とする。高知STAは、**大会参加料を1.5倍支払う**ことで大会に参加できる。

※ただし、下表『(3)大会参加資格一覧』のとおり、該当区分により参加可否を定める。

(3)大会別参加資格一覧 <○:参加可 / ×:参加不可>

区 分	ミズノ杯 (団体戦)	マスターズ 選考会	国スポ 選考会	ヨネックス杯 (四国選手権予選)	濱川杯 (県選手権)	シングルス大会 (四国大会予選)	左記以外 の大会
① 県内日連非会員	×	×	×	○	○	○	○
② 県外日連会員	×	×	×	×	×	×	○
③ 県外日連非会員	×	×	×	×	×	×	○

※ 「国スポ選考会」については、「ふるさと選手」制度に登録した者は出場可能とする。

※ 「ITO CUP 高知オープン」並びに「NTT西日本高知支店杯高知オープンソフトテニス大会」については、県外の日連会員であれば、参加料および参加条件は県内会員と同様の扱いとする。

※県外の日連会員が上記オープン大会以外の大会へ参加する場合は「高知STA」扱いとする。